

# 幸齢者サービス情報 かわら版

令和4年度発行



山都町地域包括支援センター



## 1. 山都町地域支援事業

### ＜在宅介護支援事業＞

在宅で生活する要介護3の方は月額5千円、要介護4または5に認定されている方へは月額2万円を支給し、介護負担の軽減を図ります。

#### ○利用条件

- ・山都町内で在宅生活している方
- ・住民税非課税世帯であること
- ・1か月間にショートステイ及び入院を20日以上利用していないこと
- ・居住者に対し、介護、食事の提供、洗濯・掃除などの家事及び健康管理のいずれかのサービスを提供している施設又は住宅に居住していないこと
- ・介護保険料の滞納がないこと



### ＜食の宅配サービス事業＞

調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。

#### ○対象者 山都町内に居住するおおむね65歳以上の単身世帯

高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で食事の調理が困難な者

#### ○事業者 JA上益城

○利用日 矢部地区：月～日曜日（昼食・夕食） 清和地区：月～土曜日（昼食・夕食）

蘇陽地区：木・日曜以外（夕食 ごはん付きのみ）

○利用料 530円（おかずのみ） 640円（ごはん付き）

※地域によっては配達できない場合があります。

利用希望者はケアマネジャー又は役場福祉課高齢者支援係、各支所住民福祉係にご相談ください。



## <外出支援サービス事業>

家庭内において送迎することや一般的の交通機関を利用することが困難な町内の在宅の要介護者、重度心身障害者に対して、医療機関への送迎を行うサービスです。

### ○対象者

#### 山都町内在宅生活をしており次のいずれかに該当する方

- ・要介護認定（要介護4または5）を受けている方
- ・下肢、体幹、視覚または内部の障害があり、身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を受けている方
- ・療育手帳（A1またはA2）の交付を受けている方

### ○送迎区域

居住地から医療機関まで



### ○利用料

30km未満 片道 500円

30km以上 片道 1,000円

※月2回程度の利用に限ります。

利用希望者はケアマネジャー又は役場福祉課高齢者支援係、各支所住民福祉係にご相談ください。

## <山都町高齢者短期宿泊事業>

介護が必要な高齢者等を一時的に施設に預けることにより、介護者の負担軽減及び虐待を受けている高齢者の一時的な避難を図ることを目的としたサービスです。

○対象者 おおむね65歳以上の介護が必要な高齢者など  
(要介護及び要支援認定を受けた方を除く)

○利用期間 連続した7日以内で年間14日

○利用料 1泊1,000円

### ○受け入れ施設

特別養護老人ホーム矢部大矢荘 特別養護老人ホーム蘇望苑 特別養護老人ホーム風の木  
特別養護老人ホームそよ風の里“ほたる” 養護老人ホーム浜美荘

※新型コロナウイルス感染症感染予防のため、受け入れができない場合があります。

利用希望者は役場福祉課高齢者支援係又は、各支所住民福祉係にご相談ください。

## <高齢者向け緊急通報体制整備>

緊急通報装置とは、高齢者世帯が安心して生活できるよう、24時間365日見守りを行う装置です。異常時に緊急通報や健康相談などの機能があります。※固定電話の回線が必要です。

### ○利用対象者

- ・65歳以上で一人暮らしの方
- ・65歳以上ののみの方の世帯で、  
　　どなたかが何らかの介護が必要な方

### ○月額利用料

- ・生活保護世帯 0円
- ・住民税非課税世帯 275円
- ・住民税課税世帯 550円

※緊急時駆け付けていただく協力員さんを2名登録していただく必要があります。



設置を希望される方は、地区の民生委員さん又は、役場福祉課高齢者支援係、各支所住民福祉係にご相談ください。

## 2. 認知症関係事業

### <認知症相談日>

認知症の医療や介護に関する相談を、地域包括支援センターの保健師がおうかがいします。物忘れが気になる、おかしな言動がある、徘徊（はいかい）が心配、専門医を受診したいなど、不安や心配ごとがある方はご利用ください。

○日時：毎月第4火曜日 午後1時～午後4時

○電話：山都町役場 地域包括支援センター ☎0967-72-1677

◎相談は無料で、秘密は固く守ります

◎来所または、訪問での相談も可能です。

◎相談日以外でも、相談は可能です

\*熊本県認知症コールセンターでは、水曜以外の毎日（週6日・土日祝日も可）午前9時～午後6時まで相談を受け付けています。 ☎096-355-1755

✉ : nintisho@oasis.ocn.ne.jp

## <認知症家族の会>

認知症の方を介護している方の集まりです。一人で悩まず、同じ思いをしている人と語り合いませんか？不安や悩み・大変な思いを「話す」ことは、心の重荷を「放す」ことにつながります。

○日時：毎月第3火曜日 午後1時～午後3時

○場所：山都町役場の他、清和、蘇陽でも開催中

○問い合わせ：地域包括支援センター ☎0967-72-1677



## <認知症地域支援推進員>

2018年からすべての市町村に配置され、認知症の人やその家族を支援する役割を担っています。地域包括支援センター職員とともに、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを進めています。

○活動内容：相談支援・関係機関と連携・認知症カフェの開設・認知症ケアパスの普及など

○相談員の紹介



保健師  
渡邊美恵子

## <初期集中支援チーム>

認知症サポート医・保健師などの医療関係者・社会福祉士や介護福祉士などの福祉関係者が、家族や地域医療機関からの相談により自宅を訪問し、課題分析や家族支援を行い、医療や介護サービスにつなげます。

○対象：40歳以上の自宅で生活している、認知症で困っている方

○相談先：地域包括支援センター ☎0967-72-1677

○認知症サポート医：野田医院 野田秀喜先生

## <行方不明高齢者事前登録>

認知症で徘徊のおそれがある方の情報を、事前に役場に届け出を行い、地域包括支援センター、役場防災係、山都警察署（駐在所含む）、民生委員等と共有し、行方が分からなくなつた場合に早期発見につなげます。

○申請用紙：地域包括支援センター、各支所住民福祉係

　　山都町役場ホームページからダウンロード

○提出先：地域包括支援センター、各支所住民福祉係

○問い合わせ：地域包括支援センター ☎0967-72-1677

◎担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください



## <高齢者等おかれりサポート事業>

町では認知症などによって行方不明になることが心配される高齢者の安全確保と、その家族や介護者等の負担軽減のため、行方不明が発生した際の安否情報を共有できるサービス「認知症高齢者等おかれりサポート事業」を令和3年5月から始めました。QRコード付きのシールを高齢者の衣服や持ち物（かばんや杖など）に貼り、行方不明が発生した場合に発見者がそのQRコードを読み取ると、家族や介護者等へメールが送信されます。また、インターネット上の伝言板（どこシル伝言板）を使って、発見者と家族がお互いの個人情報を知らせることなく、引き渡しに向けたやり取りを行うことができます。

○利用料：無料 役場への申請が必要

○問い合わせ：地域包括支援センター ☎0967-72-1677

\*見守りへのご協力をお願いします

このようなシールが衣服についている人を見かけたら、やさしくお声かけいただき、可能な場合はQRコードの読み取りにご協力ください



## <認知症サポーター養成講座>

認知症サポーターは特別なことをする人ではなく、認知症を理解し、支える「応援者」です。地域や事業所、学校など認知症について知りたい、応援したいと思った方は是非養成講座を受講してください。

○受講料 無料

○問い合わせ：地域包括支援センター ☎0967-72-1677



### 3. 通いの場

介護予防・閉じこもり予防・健康づくりのため、公民館、自宅などに地域の人が集まって介護予防の体操などを実施する「通いの場」の立ち上げを支援します。

こんなご支援ができます！

- ・「いきいき百歳体操」・「くまもと笑顔でよかよか体操」DVD無料配布
- ・立ち上げ当初の専門職による現地支援
- ・レクリエーション器具貸出し（社会福祉協議会）



○問い合わせ：地域包括支援センター ☎0967-72-1677

### 4. 困りごと相談

#### ＜消費生活相談＞

上益城5町にお住まいの方は、郡内のどの町（山都町・益城町・御船町・嘉島町・甲佐町）でも相談ができます。専門の相談員が問題解決のお手伝いをします。ネットトラブル・訪問販売・金融・クレジット・災害関係など生活上のお悩みがある方は、まずはご相談ください。

○日時：毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

○場所：  
月曜日 益城町役場 ☎096-286-3210  
火曜日 御船町役場 ☎069-282-1226  
水曜日 嘉島町役場 ☎096-237-1112  
木曜日 甲佐町役場 ☎096-234-3223  
金曜日 山都町役場 ☎0967-72-3133

○相談は無料で、秘密やプライバシーは厳守します

○相談にお越しの際は、契約時の書類やチラシ等の資料があればご持参ください

○必要に応じて、法律専門家の無料相談を実施します



## <法律相談所の開設>

社会福祉協議会では、弁護士による無料相談を実施しています。

○日時：毎月第3木曜日 午前10時～午後3時

○場所：山都町社会福祉協議会 ひと月ごとに矢部・清和・蘇陽を巡回

　矢部保健福祉センター千寿苑 ☎0967-72-3211

　生活支援ハウス清楽苑 ☎0967-82-3345

　蘇陽支所 ☎0967-83-1751

◎都合により開催日・開催場所が変更になる場合がありますので、防災無線や社協に確認の上相談にお越しください。

## <福祉相談所>

社会福祉協議会では福祉活動専門員による福祉相談所を開設しています。

○日時：平日（土日祝日を除く）午前10時～午後3時

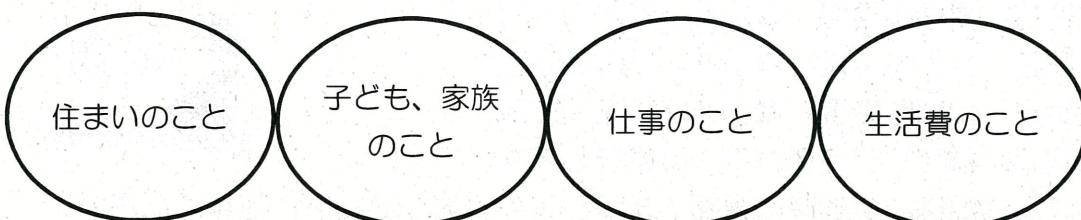
○場所：山都町社会福祉協議会 清和本部 ☎0967-82-3318

　矢部事務所 ☎0967-72-3211

　蘇陽事務所 ☎0967-83-1751

◎日々の生活の中での不安や、困りごとなどの悩みに関して相談支援を行っています。

一人ひとりの状況に合わせた支援内容を相談者と一緒に考え、専門の機関・団体と連携して解決に向けた支援を行います。



## <シルバー人材センター>

シルバー人材センターは、高齢者の健康・生きがい・社会参加を応援しています。  
あなたも入会（会員登録）をして、活動しませんか？（入会説明、隨時行います。）  
また、仕事を依頼したい方は、ご相談ください。

○対応可能な仕事：草取り・草刈り・庭木の剪定・樹木（小木）伐採・農作業（軽作業）  
　　・清掃（室内・外）・お墓の掃除など

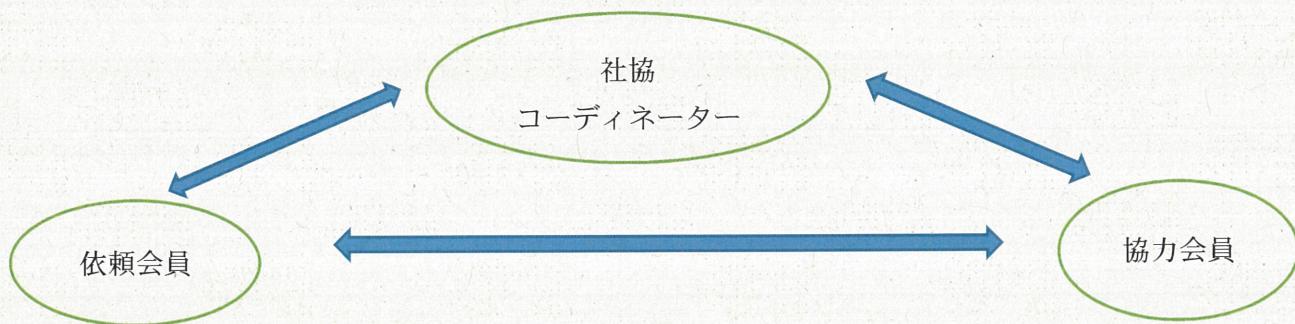
○費用：仕事内容によって変わるため、お問い合わせください

○問い合わせ先：一般社団法人 山都町シルバー人材センター ☎0967-72-4740  
✉  [yamatojinzai@gmail.com](mailto:yamatojinzai@gmail.com)



## <生活サポートセンター>

日常生活の中でちょっとした困りごとがあったときに、住民同士が気軽に支えあう仕組みです。営利を目的としない有償の活動で、利用会員登録が必要です。



- 活動内容：ゴミ出し・買い物代行・掃除・調理・見守り・手紙の代筆など  
○利 用 料：30分500円（30分を超えるごとに500円追加）  
○会員登録：山都町社会福祉協議会へ申込書の提出

山都町社会福祉協議会 清和本部 ☎0967-82-3318  
矢部事務所 ☎0967-72-3211  
蘇陽事務所 ☎0967-83-1751



## <福祉用具貸与事業>

家庭で使われなくなり社会福祉協議会に提供された、使用可能な車いすと歩行器を必要な方に貸し出す事業です。

○対象者：高齢者・障がい者等で介護負担軽減に必要な方。介護保険サービスを利用可能の方を除きます

○貸出期間：原則として6か月以内

○申し込み・利用に関する相談：山都町社会福祉協議会 ☎0967-82-3318



## **5. 権利擁護関係**

### <成年後見制度>

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、援助者（成年後見人など）を選任することで、様々な契約・手続きや財産管理を行い、ご本人を法律的に支援する制度です。「補助」「保佐」「後見」の3類型があり、本人の判断能力に応じて区分されます。

～山都町成年後見制度利用支援事業について～

特に必要があると認められる場合は、親族等に代って山都町長が家庭裁判所に申立てを行います。また、生活保護受給者またはそれに準じる方のうち、申立ての費用や後見人等の報酬を捻出することが困難な方に対して、必要経費の一部または全部を助成します。報酬の助成額は家庭裁判所が決定する金額の範囲内とし、上限額があります。

○問い合わせ 山都町地域包括支援センター ☎0967-72-1677  
熊本家庭裁判所 成年後見センター ☎096-206-5091

## <地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）>

認知症、知的障害や精神障害などはあるものの、一定の判断能力を有していると認められる方については、本人との契約に基づき、定期的に生活支援員が訪問し、サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を受けることができます。

### ○利用料：相談は無料

生活支援員による援助を受けた場合、1回1時間あたり 900円

1時間を超えた場合は 30分毎に 450円

### ○相談窓口：山都町社会福祉協議会 ☎0967-82-3318



10

## 6. お出かけ支援

### <高齢者運転免許証自主返納支援事業>

高齢者の方が、自ら運転免許証の全部取消し（自主返納）をされた場合に、次のいずれかを1回限り交付します。

### ○対象：70歳以上の山都町民の方

### ○自主返納支援：①山都ふれあいバス1年間無料乗車券

②町内の事業者で利用できるタクシー券（24,000円）有効期限1年間

上記どちらか一つ

### ○手続き：山都警察署 ☎0967-72-0110

山都町役場企画政策課 ☎0967-72-1214



11

## 地域包括支援センター

高齢者に関する心配事や悩み、介護に関する疑問など、どこに相談していいか迷った時は「地域包括支援センター」にご相談ください。専門知識を持った職員が必要な支援を行います。

いろいろな相談 生活で困っていることがある 在宅医療について相談したい 一人暮らしへ万が一の時心配	権利を守ること 成年後見制度について知りたい 虐待の疑いがある お金の管理ができない 詐欺にあわないか心配
介護予防 体力が落ちた 外出するのが億劫になった 家の片づけができなくなった 物忘れが心配	介護のこと 介護保険について知りたい 介護サービスを受けたい ベッドを借りたい 手すりをつけたい

○所在：山都町役場福祉課 高齢者支援係内

○対応時間：平日 8：30～17：15（緊急の場合はこの限りではありません）

○電話：平日 ☎0967-72-1677 夜間休日 ☎080-1780-9620